

## 射水市入札参加資格停止要領

平成18年11月1日

告示第174号

### (趣旨)

第1条 この要領は、市(市関係公社等を含む。以下同じ。)が発注する建設工事、建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、業務委託及び物品購入等(物品の購入及び賃貸借並びに印刷物の製造をいう。)(以下「工事等」という。)の入札参加資格者(射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年射水市告示第119号)第1に定めるものをいう。以下同じ。))に対する競争入札参加資格の停止に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

### (資格停止)

第2条 市長は、入札参加資格者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、射水市請負工事等入札参加者の資格審査及び指名業者の選定に係る委員会規程(平成20年射水市訓令第25号)に定める射水市請負工事等資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審議を経て、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について競争入札参加資格の停止(以下「資格停止」という。)を行うものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第3条 市長は、前条の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、審査委員会の審議を経て、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について資格停止を行うときは、審査委員会の審議を経て、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員(明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。))について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条又は前2項の規定による資格停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体については、審査委員会の審議を経て、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

### (資格停止の期間の特例)

第4条 入札参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の資格停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(資格停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する資格停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に規定する長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで(当該長期の2倍が24月を超える場合は24月)延長することができる。

(資格停止の期間の変更又は資格停止の解除)

第5条 市長は、資格停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査委員会の審議を経て、別表各号及び前条に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

2 市長は、資格停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、審査委員会の審議を経て、当該資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第6条 市長は、第2条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより資格停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資

格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第10号又は第13号に該当したとき。

- (2) 別表第2第10号から第15号までに該当する入札参加資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第10号から第12号までに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号から第12号までに該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市職員(市関係公社等の職員を含む。以下同じ。)又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第13号から第15号までに該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

(通知及び報告)

第7条 市長は、第2条及び第3条の規定により資格停止を行い、第5条第1項の規定により資格停止の期間を変更し、又は同条第2項の規定により資格停止を解除したときは、当該入札参加者に対し遅滞なくその内容を通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、これを省略することができる。

2 市長は、前項の通知をする場合において、当該資格停止の理由となった事案が市が発注した工事等に係るものであるときは、当該入札参加資格者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札の参加資格の停止)

第8条 一般競争入札の入札参加資格審査申請書(射水市公共工事一般競争入札実施要領(平成19年射水市告示第76号)第6条に規定する事後審査では、設計図書配布申請書)の提出期限の日から入札日までの間に、市から資格停止を受けた入札参加資格者は、当該一般競争入札の参加資格を喪失するものとする。

(指名の制限及び取消し)

第9条 市長は、資格停止を行ったときは、工事等の契約のため指名を行うに際し、当該資格停止に係る入札参加資格者を指名してはならない。

2 市長は、当該資格停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(随意契約の制限)

第10条 資格停止の期間中の入札参加資格者については、工事等の随意契約の相手方とすることができないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第11条 市長は、資格停止の期間中の入札参加資格者が、市が発注する工事等の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(その他の措置)

第12条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第80号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日告示第108号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年7月17日告示第115号)

この告示は、公表の日から施行する。

ただし、第6条の改正規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)の施行の日から施行する。

附 則(平成26年11月14日告示第204号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月7日告示第28号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第142号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第2条、第4条、第5条、第6条関係)

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
------	----

(虚偽記載)	
(1) 市が発注する工事等(以下「市発注工事等」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格申請書、その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等)	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(2) 市発注工事等の履行に当たり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき。(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(3) 県内における工事等で市発注工事等以外のもの(以下「市以外発注工事等」という。)の履行に当たり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 (契約違反)	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (公衆損害事故)	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(5) 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(6) 市以外発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (工事等関係者事故)	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(7) 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(8) 市以外発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第2(第2条、第4条、第5条、第6条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
(1) 次に掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	8月以上24月以内
イ 入札参加資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	6月以上18月以内
ウ 入札参加資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	4月以上12月以内
(2) 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	6月以上18月以内
イ 一般役員等	4月以上12月以内
ウ 使用人	2月以上6月以内
(3) 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	6月以上18月以内
イ 一般役員等又は使用人	2月以上6月以内
(暴力団関係者)	
(4) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	当該認定をした日から当該事由に該当しなくなったと認めた日まで
(5) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
(6) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
(7) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が、暴力団関係者と密接な交際を有し又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
(8) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
(9) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が、発注工事等に関し、暴力団関係者から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず、市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内

(独占禁止法違反行為)	
(10) 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上24月以内
(11) 市以外発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4月以上18月以内
(12) 県外の工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上18月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(13) 次に掲げる者が、市発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
ア 代表役員等	8月以上24月以内
イ 一般役員等又は使用人	6月以上24月以内
(14) 次に掲げる者が、市以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
ア 代表役員等	6月以上24月以内
イ 一般役員等又は使用人	4月以上24月以内
(15) 次に掲げる者が、県外の工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
ア 代表役員等	6月以上24月以内
イ 一般役員等又は使用人	2月以上24月以内
(建設業法違反行為)	
(16) 市発注工事等に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
(17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為)	
(18) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内